

法律知識

No.76



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

私はアウトドア・アクティビティが好きで、よく山や海に行っています。その際、写真を撮ることを趣味にしており、写真コンテストに写真を出して、入賞したこともあります。先日、山で撮った写真は、雲海から太陽が昇る瞬間が綺麗に捉えられており、神秘的で、お気に入りの一枚でした。その写真をSNSに載せていたのですが、登山を扱っているAさんのブログでその写真が勝手に掲載されているのを見つけました。メールで、写真を使わないよう伝えたのですが、自分で撮影したものだとして主張して掲載し続けています。掲載を止めさせることはできないでしょうか。



A

著作物といえるためには、創作性が必要とされます。証明写真のようなものについては、創作性がなく、著作物に該当しないとされています。一方、構図やアングル、シャッターチャンスなどに個性が表れている場合には、自然を撮った写真であっても、創作性が認められます。今回の写真は、構図などを考えて、絶好のシャッターチャンスを選んで撮られたものであり、創作性があり、著作物とすることができます。

今回、Aさんのブログでは、相談者が撮った写真が使用されているとのことですので、著作権の侵害になることは明らかです。Aさんは否定しているようですが、同じ写真である以上複製である証明はできると考えられます。

著作権侵害がある場合、著作者は、侵害している者に対して、侵害の停止を請求することができます。著作権侵害に対しては刑罰も定められています。Aさんが停止に応じないのであれば、警察に告訴するという手段もありえます。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 6月5日(月)、7月3日(月)
- いわき出張所 6月13日(火)、6月27日(火)
7月11日(火)、7月25日(火)
- 二本松出張所 6月20日(火)、7月18日(火)

ここから下は広告です。